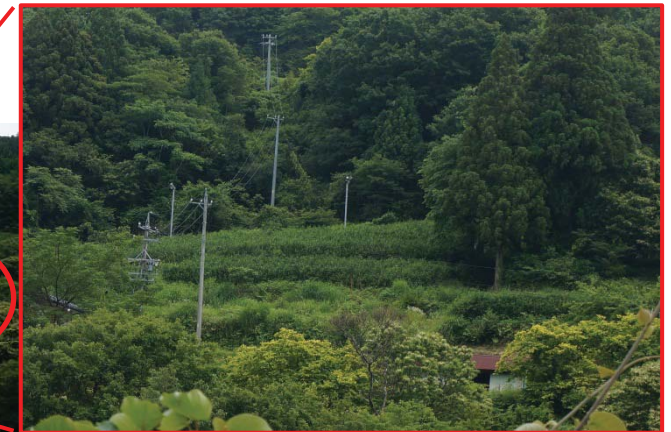


条件不利地域の耕作放棄地事例①〔現地視察〕

＜周智郡森町天方地区（茶園）＞

- ・ 森町では、平成22年までの10年間で農家数が20.8%減少し、また65歳以上の基幹的農業従事者の割合が67%と高齢化が進行していることから、後継者不足に悩んでいる。
- ・ 当該茶園の耕作放棄地区分は、現時点では黄判定（再生可能：重機等を用いた整地等の基盤整備を実施して耕作すべき土地）であり、農地の面積目標において再生を目指すべき耕作放棄地とされる。
- ・ しかし、中山間地域の急傾斜地に位置するため、機械（乗用茶刈機等）が使用できず、コスト及び労力の点で多大な負担が生じることから、このような農地を再生したとしても、再び耕作放棄地化する可能性が高い。
- ・ 耕作放棄地は条件不利地域において発生しやすい傾向にあり、当該地区においても、近隣の平地（水田）では良好に耕作が行われている。



条件不利地域の耕作放棄地事例②〔現地視察〕

＜周智郡森町飯田地区（茶園）＞

- ・ 農業者の高齢化や、消費の減に伴う茶価の低迷が続く中、条件不利地において営農を継続していくのは現実的に難しく、徐々に耕作放棄地が拡大している状況。（要因の1つとして、地域を維持する核となる組織がなくなったことが挙げられる）
- ・ 農業者が同一であった場合も、優良農地よりも条件不利地から順に耕作を放棄していく傾向が強い。



- ①⑤⑦ 長期間放棄された箇所
- ④⑥ 近年放棄された箇所
- ②③⑧ 耕地

○耕作放棄地再生の成功事例

食品製造会社による原料大根の大規模生産【法人参入型】

実施年度：平成16～22年度

再生面積：21.5ha

再生の取組：

- ・平成16年に9.8haの耕作放棄地を「農地保有合理化事業」により利用権設定、企業の自己資金で農地に復元し生産を開始
- ・栽培面積を順次拡大、21～22年度に隣接する地区の5.2haの耕作放棄地を「耕作放棄地再生利用交付金等」の活用で再生
- ・現在は27.8haを、刺身のつま用の原料大根の生産地として活用

新規就農者によるイチゴ栽培の取組【担い手育成型】

実施年度：平成23年度

再生面積：1.3ha

再生の取組：

- ・他業種の仕事をしていた就農希望者が、県の「がんばる新農業人支援事業」を活用し、イチゴ農家で1年間の研修
- ・「耕作放棄地対策関係事業」等を活用し、イチゴ栽培ハウスを設置
- ・ハウスも隣接していることから、近隣で情報交換等協力し合い、1年目の収穫は上々の成果

○耕作放棄地に係る主な質疑応答

問) 新規就農者が農地を確保する際、農地を斡旋する仕組みはあるのか。また、斡旋に当たって、農地の所有者側に貸す意向がない場合もあるのか。

答) 就農者の研修と、その後の就農先を一つの地域内でお世話をする仕組みを設けている。貸す意向がない場合としては、「地域外の方には貸したくない」という意向をお持ちの方もいる。

問) 耕作放棄地の成功例は、【法人参入型】の例について、事業として採算はとれているのか。また、【担い手育成型】の例はどのような状況か。

答) 【法人参入型】の方は、他県にも広く事業を展開されている会社で、県内だけでは分からないが、会社自体の採算はとれているものと考えている。

また、【担い手育成型】の方は、指導を含めた担い手育成を地域ぐるみで取り組んでおり、就農3年目の方が農林水産大臣賞をとるなど、成果を上げているところ。

問) 耕作放棄地の発生が見込みを上回っているようだが、発生抑制の有効な手立てはないのか。

答) 発生抑制は、直接支払交付金で対応しているところがほとんど。しかしながら、中山間地域等直接支払交付金には、5年間は営農をしなくてはならないとの条件があり、高齢の方の中には、申請を躊躇するようなケースもあり、若い方が移り住むなどしない限り、抑制が難しい状況。

問) 農業生産高を確保するために農地の確保があるはずであるのに、農地面積の確保がややもすれば優先されてしまう。農地面積が減少しても、収量を上げることなどにより、農業生産確保が考えられるのではないか。

答) 食料自給率や生産額だけを考えれば、極端には野菜工場だけあれば良いという意見もあるのかもしれないが、それだけでは考えられない部分もある。